様式１－３（第４条関係）

暴力団排除に関する誓約事項

　当事業者は、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（埼玉県暴力団排除条例（平成23 年埼玉県条例第39 号）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同条例第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

２　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

３　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的　あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

４　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

５　省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、ＰＰＡ又はリースを行うに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約（以下「委託契約等」という。）を締結する場合に、その相手方が上記１から４までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

６　省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、ＰＰＡ又はリースを行うに当たり、法人等が、上記１から４までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合（５に該当する場合を除く。）に、県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認められるとき。

令和　年　月　日

（宛先）

埼玉県知事

　　　　　　　　　　　　　　　事　業　者　名

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職・氏名